

# 郷土を知る情報ポータルサイト作成・運用管理業務 業務委託仕様書

## 1 業務名

郷土を知る情報ポータルサイト作成・運用管理業務

## 2 業務の目的

児童生徒や県民が、郷土山形を学ぶ際に山形の魅力的な地域資源（自然、文化、歴史、産業、人々等）の情報にスムーズにアクセスし、探究型学習や自発的な学習の中で様々な山形の魅力を知り、学びをより深めることができる環境整備を行うことで、郷土愛の育成を図る。

## 3 基本的な考え方

### (1) 本仕様書について

本仕様書の記載内容をベースとして業務を委託するものであるが、本仕様書には記載されていない、または記載内容とは異なる目的達成のためのより効果的なアイデアがあり、それが予算内で実現可能な場合は進んで提案すること。

### (2) コンセプト

- ① 児童生徒や県民が郷土を学ぶため、本県・地域の良さに触れられる地域資源に関する情報へのアクセス性を高めること。
- ② 小中高校の一人1台端末での利用を想定しているため、それにふさわしいサイト運営を行うこと。特に、小学校3年生から6年生の地域の学習で活用できること。

## 4 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

## 5 業務の内容

### (1) ポータルサイトの構築

- ① ポータルサイトにふさわしいウェブサイトを構築すること。
- ② サーバーとドメインは受注者が手配し、セキュリティのレベルや初期設定および後年必要な経費等の必要な情報とともに発注者に提案すること。
- ③ コーティング知識・技術がない職員であってもページやコンテンツの追加・削除・更新が随時可能な、一般的に普及しているシステム（CMS）を使用すること。
- ④ 郷土を知るコンテンツ情報を掲載でき、検索機能を有していること。
- ⑤ サポートOSについて、サポートする国内外で使用される主要なOSを提案すること。
- ⑥ サポートブラウザについて、サポートする国内外で使用される主要なブラウザを提案すること。
- ⑦ ユーザビリティについて、スマートフォンやタブレットでの閲覧も考慮し、サイト閲覧者がストレスなく閲覧できるよう配慮したデザインにすること。

- ⑧ アクセシビリティについて、高齢者や障がい者、低速な通信回線利用者など、ウェブサイトの利用に何らかの制約がある、または不慣れな人々も含めて、誰もがサイト上の情報や機能を支障なく利用できるよう、日本工業規格「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針」により、ウェブアクセシビリティに配慮して作成すること。
- ⑨ 1,500 アクセス程度のアクセス集中が起きても、サイト閲覧者がストレスなく閲覧できること。

## (2) 郷土を知る情報※1の情報収集・登録

- ① 受注者は、収集した情報を別添1「サイトマップ案」に掲げる項目をもとに分類する。
  - ② 情報収集(300件程度)は、契約期間終了時まで継続して行い、必要に応じて情報収集のための取材を行う。
  - ③ 収集する情報にはネット上で公開されていない情報も含むものとする。
  - ④ 収集する情報は基本情報のみとし、「郷土を知る情報ポータルサイト」で公開許可(条件付き公開を含む。)を得られるものとし、事前に提供先との調整を行うこと。なお、提供先との調整は受注者が行うこと。
  - ⑤ 掲載する情報に関する付帯情報の項目については、発注者と受注者との事前協議のうえ決定する。
  - ⑥ ポータルサイトは検索機能を有し、別添1「サイトマップ案」に掲げる項目を主な構成とし、掲載内容等に関する素材作成、編集、レイアウト・デザイン等の一連の制作作業を行う。
  - ⑦ 県立図書館で進める「貴重資料のデジタル化事業(仮称)」で作成されたデジタル資料を利用できるようにすること。
  - ⑧ その他
    - ・統計データや他県との比較データ・資料等を掲載する。
    - ・児童生徒(特に小学3年生～6年生)が自発的に見たくなるようなサイトデザインや好奇心を喚起する表現を用いるようにする。
- ※1:自然、文化、歴史、産業、人物、体験(体験活動を提供する団体等を含む。)、食などに関する情報

## (3) 掲載情報の二次利用

- ① 掲載情報は、事前に情報提供先の承諾を得て二次利用ができるものとする。
- ② 情報の二次利用ができるようにクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを適用するものとし、そのマークを各情報ページに付与すること。
- ③ 二次利用の使用についての提供先との調整は、受注者が行うこと。

## (4) 外部へ提供できるリンクバナー画像の作成

- ① リンクバナーの画像を作成すること。
- ② サイズは、大・小の2種類とする。なお、具体的なサイズは県と協議すること。

## (5) 発注者への支援について

- ① マニュアル作成

運用等に必要な操作マニュアルを作成し、紙媒体で1部と修正可能な電子データを提出すること。

② 操作方法等のレクチャー

サイト立ち上げ以降当該職員がサイトの運用をスムーズに行えるよう、CMSの操作方法等に関するレクチャーを行うこと。

③ 相談への対応

CMS操作方法等不明な点があった場合、受注者の業務時間内に電話やメールでの相談に応じること。

(6) 運用保守について

① 緊急時・問題発生時の対応

サイト公開後、本契約の終了までの間、運用保守を行うこと。保守範囲は、情報セキュリティ対策の実施、障害への対応及び発注者からの質問対応とする。

② 情報収集及び登録

受注者は、情報収集及び登録を契約期間終了時まで継続して行い、必要に応じて情報収集のための取材を行う。

③ 後年の負担

ポータルサイトの維持や運用保守に関して必要なすべての費用と内訳を提示すること。

(7) 発注者と受注者の連携について

発注者と受注者は、密に連携を行い、目的を達するために常に最善の提案を行い、双方が合意した場合それを業務に反映することとする。また、受注者は定期的な進捗状況の報告や問題発生時の報告をすること。

## 6 成果物

- (1) プロジェクト計画書（作業工程とスケジュール、開発体制 等）
- (2) ウェブサイト設計書（サイトマップ、ワイヤーフレーム、セキュリティ使用 等）
- (3) コンテンツデータ
- (4) システム仕様書（機器・利用ソフトウェア 等）
- (5) 操作マニュアル（情報更新作業手順 等）
- (6) テスト仕様書兼報告書（各種テスト実施結果 等）
- (7) その他県が必要とした資料

## 7 納期

- (1) 「6 成果物」(1)の納品日：契約後できるだけ早く
- (2) 「6 成果物」(2)～(7)の納品日：令和4年11月18日（金）
- (3) ポータルサイト公開日：令和4年11月25日（金）

## 8 瑕疵担保責任

本業務の運用開始後、1年間は、業務の成果物に不備があり、発注者が修正の必要があると判断した場合は、受注者は、速やかに不備の内容に関して調査し、回答するものとする。当該調査の結果、成果物に関して瑕疵などが認められる場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に発注者の承諾を得てから着手し、修正結果等について発注者へ報告すること。

## 9 著作権

本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受注者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。本業務の成果物及び電子データ等の制作者の著作権を当該成果物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

## 10 留意事項

- (1) 仕様書及び契約書に定めのない事項に関して疑義が発生した場合は、関係者間において別途協議のうえ定めるものとする。
- (2) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。

## 郷土を知る情報ポータルサイト サイトマップ

